

平成27年度 佐賀県教育の基本方針 (改訂版)

平成27年9月1日
佐賀県教育委員会

平成 27 年度佐賀県教育の基本方針（改訂版）

教育基本法では、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行うものとされています。

また、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中で、社会的・経済的格差の固定化への懸念や安全・安心の確保など、様々な課題が生じており、教育の面においても、教育基本法の改正や教育振興基本計画の策定、一貫教育の導入など、教育の根幹に関わる制度の改正や教育の充実に向けた取組が進んでいます。

このような中、本県教育には、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど、「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」の調和がとれた生きる力を確実に育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるように、心身ともにたくましい県民を育成することが求められています。

そこで、県教育委員会では、次の 6 つを施策の柱として、「平成 27 年度佐賀県教育の基本方針（改訂版）」を策定しました。

- | | |
|-----|------------------|
| I | 確かな学力を育む教育の推進 |
| II | 豊かな心を育む教育の推進 |
| III | 健やかな体を育む教育の推進 |
| IV | 時代のニーズに対応した教育の推進 |
| V | 教育活動を支える環境の整備 |
| VI | 文化財の保護 |

その推進に当たっては、佐賀県総合計画 2015 の教育に関する部分及び本基本方針をもって、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本県の教育振興基本計画とし、これに沿って本県教育の振興に取り組みます。

併せて、各学校や教職員の熱意と創意工夫が十分に発揮され、子どもたち一人ひとりの目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開されるよう、それぞれの教育現場の権限と責任を明確にしつつ、これを支える教育内容の充実と仕組みや基盤の整備・充実に努めます。

もとより、教育の振興は、教育理念や制度の確立、具体的施策の拡充だけで達せられるものではなく、教育に携わる者一人ひとりの自覚と実践とがあいまって、はじめて実効あるものとなります。

このような認識の下、本県教育に携わる者全てが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研さんに努め、県民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。

平成 27 年 9 月 佐賀県教育委員会

平成 2 7 年度佐賀県教育の基本方針（改訂版）（施策体系）

Ⅰ 確かな学力を育む教育の推進	
① 学力の現状把握と分析	児童生徒の学力や学習状況の現状を把握・分析し、その結果を各学校などへ提供するとともに、学校独自の分析に対する支援を行い、分析結果の活用促進を図ります。また、分析結果に基づいた研修等により、授業改善を図ります。
② 教育内容の工夫や指導法の改善	児童生徒の学力向上を目指し、教育内容の工夫や指導法の改善を図ります。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、研修等を通じて、言語活動の充実など、確かな学力を育む指導の充実を図ります。さらに、高等学校では、先進県派遣等による教科指導力等向上研修や大学受験力及び学力向上に向けた合同学習会、専門高校の基礎学力向上対策を行い、高校教育全体の学力向上を図ります。また、科学的思考力育成に取り組み理数教育の充実を図ります。
③ 学習環境の整備・充実	少人数授業やティームティーチングによるきめ細かな指導、ＩＣＴ利活用による学校支援の効果的な実施により、教育の質の向上が実現できるよう、学習環境の整備・充実を図ります。また、校種間連携の推進、学校図書館を活用した読書活動の充実や大学と連携した研究等に取り組みます。
Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進	
① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進	学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成を図ります。また、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。
② 不登校や問題行動、いじめ問題への対応	すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組みます。特に、いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づく取組の充実を図ります。また、中学校第 1 学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組みます。
Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進	
① 学校体育や運動部活動の推進	教科体育や運動部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて児童生徒の体づくりの取組を推進します。
② 食育の充実	児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。
③ 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実	学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくために、学校、家庭、地域の関係機関等との連携を図りながら、学校保健活動を推進するとともに、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。 また、子ども自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。
Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進	
① ＩＣＴ利活用による学校支援の推進	ＩＣＴ利活用教育の推進に全県規模で取り組み、今日の高度情報化、グローバル社会で必須とされるコミュニケーション能力や情報活用能力等、生き抜く力の育成・習得に向け、教育の質の向上を図ります。
② グローバル化に対応した教育の推進	国際的視野と外国語によるコミュニケーション能力を持った国際社会で活躍する人材を育成するため、実践的英語力を高める授業への改善、体験的な英語活動の推進などを図ります。また、外国への興味や関心を喚起する事業や留学に関する支援に取り組みます。
③ 産業人材の育成	小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じたキャリア教育の推進を図りながら、高等学校において社会経済の進展に対応し、産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成に係る取組を推進します。
④ 県立高校再編整備の推進	今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化を見据えた県立学校の充実・発展という観点から、その時々教育課題について検証・改善を行うとともに、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進します。
⑤ 特別支援教育の充実	特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を一層推進します。また、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの個性や能力に応じた教育の推進、特別支援教育に対する理解啓発の推進などに取り組みます。
Ⅴ 教育活動を支える環境の整備	
① 優秀な教職員の確保・育成	教育的情熱あふれる優秀な人材を養成・確保するため、教員の採用選考方法の充実や工夫・改善を図るとともに、大学との連携による教員の養成などに努めます。また、ライフステージに応じた研修の充実などによる教職員の資質向上や、個々の能力や実績を適切に評価し能力開発等に生かすシステムの確立に努めます。
② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備	児童生徒の生活の場、学習の場として、教育内容の高度化、指導法の多様化に対応した学校施設・設備の整備を推進します。また、安全・安心で快適な学習環境の整備のため、学校の耐震改修やユニバーサルデザイン化はもとより、危機管理体制の整備・充実を図ります。
③ 信頼される学校づくりの推進	学校は、教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに、意見や要望を教育活動の改善に生かしていきます。また、学校の組織としての取組や関係者が一体となった取組を支援するなど、保護者等から一層信頼される学校づくりを推進します。
④ 雇用・経済情勢への対応	経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し修学支援を行うことにより、教育を受ける機会の保障に努めます。
Ⅵ 文化財の保護	
① 文化財の調査・保存	佐賀の歴史や伝統、文化を物語る文化財について、調査を行い、重要な文化財については保存を図ります。
② 文化財の整備・継承	現代社会において忘れ去られがちな地域の文化財について、県民の理解を高めるとともに、その整備を行い、後世に継承します。

I 確かな学力を育む教育の推進

確かな学力の定着のため、学力の現状把握と分析、教育内容の工夫や指導法の改善に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導の充実やICT利活用による学校支援の更なる充実により、教育の質を向上させ、児童生徒一人ひとりが意欲を持って主体的に学ぶ態度を育成し、学力の向上につなげます。

主な取組① 学力の現状把握と分析

<現状と課題>

多様で急速に変化する今日社会の中にあっても、一人ひとりが自ら考え、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基盤となる力「生きる力」を育むことが求められています。

特に、新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代にあっても、能動的・主体的に生きていくためには、知識や情報を単に理解、再生、反復するだけではなく、個人や社会の多様性を尊重しつつ、それらを活用した柔軟な思考力に基づいて新たな価値を創造したり、地域内外の多様な人々と協働したりする能力が求められています。また、変化する社会の中で絶えず学び続け、より良い社会の形成者として参画し、貢献できる力も必要です。

こうした中、これまでの全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）や佐賀県小・中学校学習状況調査（以下「県調査」という。）の分析結果から、本県の子どもたちは、学ぶことには意欲的で前向きですが、確かな学力の定着、特に、習得した知識・技能を活用して考え、判断・表現する力に課題があること、また、家庭学習については、与えられた課題にはきちんと取り組むが、自分から進んで取り組んだり、計画的に取り組んだりすることに課題があることが明らかになっています。

特に、学習指導要領で求められている「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着」及び「思考力・判断力・表現力等といった実社会・実生活で求められる学力の育成」において、これまでの学習指導の成果が十分に発揮できている状況にはありません。

このため、児童生徒の学力や学習状況の分析結果を有効に活用し、実態に即して、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせることは言うまでもなく、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて学習意欲を向上させ、自ら課題に向かうように、家庭学習の与え方や内容を工夫することが必要です。

<取組方針>

全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

- ・ 全国調査は、4月に全数調査で実施され、県内全ての公立小・中学校が対象となります。この全国調査の実施にあわせて、小学校第5学年から中学校第3学年までの全ての児童生徒を対象に県調査を実施し、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、指導に当たる教職員が児童生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組めるようにします。
- ・ また、12月に小学校第4学年から中学校第2学年までの全ての児童生徒を対象とした県調査を実施し、国語、算数・数学、理科、社会、英語（中学校のみ）の各教科について、学習指導要領の内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、指導法の工夫・改善を図ります。
- ・ 全国調査及び県調査の結果については、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力

向上対策検証・改善委員会において専門的な知見からの分析や課題の抽出を行い、各学校等に情報提供します。また、県教育センターが提供する分析システムを活用し、指導法改善のための研修会を開催するなど、各学校の分析結果の活用促進を図り、授業改善に向けた取組を進めます。

- ・ 全国調査及び県調査の結果を迅速に児童生徒・学校・市町に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が早い段階から効果的に進められるよう、学力向上の検証・改善（P D C A）サイクルに基づいた各学校の取組を支援します。

主な取組② 教育内容の工夫や指導法の改善

<現状と課題>

学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、教育内容の改善・充実や指導法の改善など、学力向上に向けた総合的な取組を更に推進する必要があります。

小・中学校及び高等学校において、児童生徒の実態に即して、すべての教科等において基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着とともに、活用力や応用力などを身につけさせるため、指導と評価が一体化した指導方法のさらなる改善・充実に取り組む必要があります。

<取組方針>

教育内容の改善・充実

- ・ 高校教育改革プロジェクト会議等を開催し、県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決へ向けた研究を行います。
- ・ また、小・中学校については、全国調査及び県調査の分析結果等を活用し、教育内容の改善・充実を図るとともに、市町教育委員会等の関係者と連携・協力しながら児童生徒の学力向上等の取組を推進します。

学力向上対策の推進

- ・ 学力の現状把握と分析及び課題の抽出、教員の指導力向上及び指導方法改善、学習環境の改善・充実、家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化からなる「佐賀県における学力向上重点対策」に沿って、関係者が一体となった総合的な取組を推進します。
- ・ 学校においては、各小・中学校で学力向上対策コーディネーターを選任し、学校長のマネジメントの下、学校の課題に応じた学力向上対策に組織的に取り組むとともに、全国調査及び県調査の結果を活用した学力向上の取組を推進し、学力向上のP D C Aサイクルを確立します。
- ・ 学力向上推進教員を配置し、学力向上に向け課題を抱える学校・地域において、学校支援、教師支援、保護者支援などを継続的に実施します。
- ・ 秋田県と福井県に派遣した教員が体験・体得した詳細な先進事例については、各種研修会や講演会等で報告するなど、県全体で共有化を図り、本県の学力向上対策に活かします。
- ・ 県内の8中学校区の小・中学校を研究指定校として指定し、活用力を高める授業の実践研究を行います。そして、その学校に合った具体的な指導方法を確立し、その成果を全県に普及することにより、県内小・中学校の授業改善を図ります。
- ・ 高等学校では、キャリア教育の充実を図るとともに、先進県派遣等による教科指導力等向上研修や、大学受験力及び学力向上に向けた合同学習会、専門高校の基礎学力向上対策を行い、高校教育全体の学力向上を図ることで、社会的・職業的自立のため

の主体的な進路選択の実現に取り組みます。

また、科学的思考力育成に取り組み理数教育の充実を図ります。

家庭や地域との連携推進

- ・ 佐賀県学力向上フォーラムを開催し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
- ・ 家庭学習に係る保護者、地域関係者への啓発活動を推進するため、「家庭学習の手引き」を作成するとともに、県PTA連合会との連携を強化します。

また、家庭学習時間の確保や家庭学習内容の充実を図るための研究実践に取り組み、その成果については県内各市町に情報提供し、取組拡大を図ります。

学習指導要領への対応

- ・ 学習指導要領の趣旨や内容を周知徹底し、教育課程の編成や指導の充実を進めることにより、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力などの育成に努めます。
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、研修会などを通じて充実を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。
- ・ 外国語教育については、将来の国際社会の中での活躍を視野に入れ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の充実改善及び指導内容・方法等の研究に取り組みます。

主な取組③ 学習環境の整備・充実

＜現状と課題＞

小学校低学年は、将来の基盤となる基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図る重要な時期であり、また、中学校第1学年については、生活面・学習面において不安定な時期であることから、少人数授業やティームティーチングなどによる、きめ細かな指導が必要です。

学習指導要領や国において策定された「教育の情報化ビジョン」、「第2期教育振興基本計画」等を踏まえ、ICT利活用教育の全県実施による、より効果的な教育の実施など、新たな教育環境の整備・充実を推進することが必要です。

幼稚園や小・中・高等学校それぞれにおける教育を充実させることはもとより、複数の学校種間で連携した教育活動を推進することにより、子どもたちの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築する必要があります。

読書は、子どもたちが言葉を学び、社会生活のための様々な知識を身に付けていく上で欠かせないものであり、学校での読書活動を今後も推進していく必要があります。

佐賀大学（文化教育学部）と連携して、児童生徒の現状や課題を踏まえた今日的な教育課題に対応できる取組を更に充実させる必要があります。

休業日となっている土曜日等については、学校教育法施行規則の改正により、学校設置者である教育委員会が必要と認める場合は、土曜日・日曜日・祝日に授業を実施することが可能になりました。これを踏まえ、学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動の充実に向け、効果的に活用していく必要があります。

＜取組方針＞

小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・ティームティーチング選択制の実施

- ・ 少人数による学習集団の編成を柔軟に行うことができる少人数授業やティームティ

ーチングによる、きめ細かな指導を推進します。

- ・ 小学校第1学年は、法律の定めにより35人以下で学級編制をします。（平成23年4月、義務標準法改正）
- ・ 小学校第2学年は、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を引き続き実施し、将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けるよう取り組みます。
- ・ また、学校生活や学習環境の変化になじめないことなどに起因する不登校が急増するなどの、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図るため、「中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制」を引き続き実施し、生徒が安心して学習に取り組める環境を整備します。

県立高等学校での少人数学級編制の推進

- ・ 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、希望校による少人数学級編制の推進を図ります。

ICT利活用教育環境の整備・充実

- ・ 校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人ひとりが自らの強みと個性を発揮し、ICT利活用教育ならではの質の高い指導が行えるよう新たな学習スタイルの導入等、教授法の工夫・改善に努めます。

校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方を相互に理解し、子どもの学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築するために、幼・小・中・高の連携に係る取組を支援します。
特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導法の工夫・改善に取り組みます。

読書活動の充実

- ・ 国語をはじめ、各教科等において学校図書館を活用した学習活動を行うことにより、子どもたちの読解力向上を目指します。
- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の充実や、公立図書館との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進します。

佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）との連携を深め、本県の学校教育上の今日的な教育課題を解決するために、連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていきます。

土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 学校教育法施行規則の改正（平成25年11月29日施行）により、学校設置者の判断で土曜日等に授業を実施することが可能となったことから、引き続き取組事例等の情報提供を行うなど市町や学校での取組を支援し、土曜日等を活用した教育活動の普及・定着を推進します。
- ・ 市町が実施する、外部人材を活用した土曜日等における補充学習の取組を支援し、基礎学力の定着を図ります。

放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 基礎学力の定着が十分でない児童生徒、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分でない児童生徒等の学力向上を図るため、市町や学校が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。

Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめ問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組めます。

主な取組① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

<現状と課題>

「生きる力」の礎ともいえる、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育むための心の教育の充実を図っていくことが重要な課題となっています。

また、子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、間接体験や疑似体験が増加することに伴う弊害や郷土に対する関心が薄れるなどの課題の指摘がなされています。

そのため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施したり、子どもの発達段階に応じた自然体験や集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施したりすることで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努める必要があります。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、また、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進する必要があります。

<取組方針>

道徳教育の推進

- ・ 生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図ります。
- ・ 道徳の授業を保護者や地域に公開する「ふれあい道徳教育」を県内全ての小・中学校で実施したり、道徳教育の研究校（小・中学校各1校）を指定したりすることで、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進します。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと道徳教育の全体計画の作成を進め、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 総合的な学習の時間や道徳、特別活動の時間、家庭科等の教科において、ユニバーサルデザインの視点に立って、交流及び共同学習や高齢者疑似体験、バリアフリーに関する教育などの充実を図ることで、ユニバーサルデザインについての児童生徒の理解を深めるとともに、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指し、ユニバーサルデザイン教育を推進します。

体験活動の推進

- ・ 児童生徒の豊かな心を育むために、発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などの取組を推進します。

さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 豊かな感性を育むとともに、ふるさと佐賀への愛着と理解を深め、そのよさを実感し、誇りに思う気持ちを育てるために、ふるさと佐賀の自然や歴史、文化などを学び、

また、それらに触れ親しむ体験活動を推進します。

人権・同和教育の推進

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進します。また、地域で人権・同和教育を推進していく人材を育成します。

主な取組② 不登校や問題行動、いじめ問題への対応

<現状と課題>

不登校は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期発見・早期対応のための体制の整備充実並びに家庭や関係機関等との連携強化が求められています。また、中学校第1学年での不登校が急増していることから、その解消に向けた重点的な取組を行うことが必要です。

いじめ問題は、人権侵害であることはもとより、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であるとの認識を持ち、教職員や保護者は、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態を把握していく必要があります。

また、大人が認知しにくい環境下でのいじめ問題への対応が求められています。

特に、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を、さらに充実させる必要があります。

<取組方針>

不登校対策の強化

- ・ 不登校の問題を抱える学校に非常勤講師を配置するなど、教育相談主任が学校の要となって教育相談業務に集中できる環境をつくとともに、スクールカウンセラーの重点配置を行い、学校における教育相談体制の強化を図ります。
- ・ 中学校第1学年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。
- ・ 日常観察や調査の工夫・改善等を通じて、教育現場による適切な実態把握を促すとともに、家庭や地域と学校との意思疎通の円滑化などを支援することで、未然防止及び早期発見、早期対応の強化を図ります。
- ・ 適応指導教室や教育相談機関等の専門機関と連携した不登校児童生徒への効果的な取組に対して支援します。
- ・ 学校復帰が困難な不登校児童生徒に対する訪問による学習支援等の豊富な経験を有するNPO法人と連携した、段階的・継続的な支援に取り組みます。

教育相談体制の充実

- ・ 不登校やいじめ問題など、様々な問題行動に対応するため、すべての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を引き続き整備するとともに、特に不登校が課題となっている学校に重点配置するなど、学校における教育相談体制の充実・強化を図ります。また、スクールソーシャルワーカーについても、公立の小・中・高等学校へ派遣できる体制を整え、関係機関と連携した取組を強化します。
- ・ 電話相談体制（心のテレホン、いじめホットライン）の活用促進、運用改善などを通じ、電話での相談がしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、4～6月の繁忙期に養護教員を加配するなど、保健室の健康相談体制の充実を図ります。

- ・ 小・中・高等学校における教育相談体制の充実を進めるとともに、教職員の研修を充実します。

生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実により、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制を確立・強化します。
- ・ 学校だけの取組では解決が困難な事案に対しては、元警察官を外部人材として活用したり、関係機関等との連携により解決を図るための体制強化に向けた学校支援に取り組みます。
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸問題の未然防止や早期解決に向けた取組を強化するために、生徒指導に関する教職員の研修を充実します。
- ・ 各学校において、アンケート調査や面談、校内研修会など、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応のための様々な手法による取組が強化されるよう支援します。
- ・ いじめ問題においては、佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進します。

Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

健やかな体を育むため、学校体育、運動部活動等の充実や学校における食育の推進など、児童生徒の発達段階に応じた健康・体力づくりなど総合的な取組を推進します。

主な取組① 学校体育や運動部活動の推進

<現状と課題>

子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化もあり、児童生徒の体力・運動能力の状況は、一部には下げ止まりの兆候もみられるものの、昭和 60 年頃をピークに長期的に低下傾向にあります。

その中で、本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較すると、一部で全国平均を上回る状況も見られますが、まだ多くの学年で全国平均に到達していません。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などから、積極的に運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化の傾向や、体力を向上させるためには、体力そのものを高める取組を行うとともに、運動習慣や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があることが明らかになりました。

また、運動部活動は、学校での教育活動の中で児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる指導者の確保などが課題となっています。

健康や体力の向上は、児童生徒の発達・成長を支え、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎であり、これらを推進していくことは重要な課題です。児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが必要です。

<取組方針>

体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- ・ 児童生徒の健康な体づくりの推進を目指し、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。
- ・ 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組むよう支援します。

学校体育の充実

- ・ 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- ・ 中学校第 1 学年及び第 2 学年において必修となった「武道及びダンス」の効果的で安心・安全な授業の実施のため指導にあたる教員の指導力向上や地域の指導者との連携等を図り、武道及びダンスの指導の充実を推進します。

運動部活動の振興

- ・ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立つなど、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、運動部活動の充実と推進・振興を図ります。
- ・ 中学校、高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上を図るため、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした講習会を実施します。
- ・ 北部九州総体に向けて高めた競技力を、維持、向上させるために、強化練習会、強化合宿、遠征やアドバイザーコーチの招聘等の競技力向上方策を支援します。

主な取組② 食育の充実

<現状と課題>

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもの健康を取り巻く問題が指摘されています。「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、特に成長期にある子どもたちにとって重要であることから、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組む必要があります。

<取組方針>

食育の推進

- ・ 子どもが望ましい食習慣を身に付けるために、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。
- ・ 朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合を高い水準に維持するよう食に関する指導の充実に取り組みます。
- ・ 学校給食を活用し、健全な食生活と食事マナーの習得に取り組むとともに、地場産食材の利用拡大や郷土食の導入を促進します。
- ・ 学校での食育を総合的・継続的に推進するため、食育推進担当者や学校給食関係の教職員を対象とした研修会、授業研究会を開催します。
- ・ 食育の一層の充実を図るため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の配置を拡大します。
- ・ 家庭や地域においても、学校と連携した食育が実践できるように、学校からの情報提供や働きかけ、啓発の取組を進めます。
- ・ より安全で安心な学校給食を実施するために、食物アレルギー対策の取組を進めます。

主な取組③ 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実

<現状と課題>

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備することや今日的課題に対応できるよう教職員の力量を高めることが求められています。

また、本県の10代の性に関する近年の状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切にする意識の涵養を図る上からも、性に関する指導の充実が喫緊の課題となっています。

さらに、登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもを守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子どもの危険予測、危機回避能力等を向上させる必要があります。

<取組方針>

学校保健の充実

- ・ 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。

性に関する指導の推進

- ・ 体育科・保健体育科をはじめ、生活科や家庭科、理科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動等の指導の関連を図りながら、学校教育全体を通じ、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。
- ・ 児童生徒が、科学的な知識だけでなく、自分自身はもちろんのこと、他の生命を大切にすること、男性と女性が互いに協力しあい認め合うこと、人としてより良い選択や行動ができるようになることなどについても学ぶことができる性に関する指導を推進します。
- ・ 学校、家庭、地域が連携した性に関する指導の取組を推進します。

安全教育の推進

- ・ 子ども自身がその生涯にわたり主体的に自らの安全を確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するため、ＩＣＴ利活用による学校支援やグローバル化に対応した教育、産業人材の育成を推進します。また、今後の生徒減少期に対応した県立高校の再編整備を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実を図ります。

主な取組① ＩＣＴ利活用による学校支援の推進

<現状と課題>

今日の高度情報化、グローバル化が急速に進展する社会で必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力等の育成のため、ＩＣＴを利活用した教育の充実により、発達段階に応じた、また、学校種や教科特性に応じた児童生徒の主体的な学びを創造し、教育の質を向上させる必要があります。

ＩＣＴ利活用教育の推進については、国の第２期教育振興基本計画等でも、ＩＣＴの活用等による新たな学びの推進を掲げ、確かな学力をより効果的に育成するため、ＩＣＴの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新の推進、学校のＩＣＴ環境整備の促進が明記されています。

今後とも、継続して、教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムやＩＣＴ機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組み、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進する必要があります。

<取組方針>

ＩＣＴ利活用による学校支援の推進

- ・ 教育の更なる質の向上に向け、引き続き、教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムやＩＣＴ機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組み、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。
- ・ 本事業を円滑に実施するため、県教育委員会の推進体制の強化とともに、市町や国、大学、企業等との連携を促進し、あわせて、市町が主体的にＩＣＴ利活用教育に取り組むよう積極的に働きかけ、県全域への拡大・充実に努めます。
- ・ また、新たな学びの創出に向けて、国が実施する実証事業に取り組みます。
- ・ 教職員が、個性を発揮し、ＩＣＴ利活用教育ならではの質の高い指導が行えるよう外部機関とも連携し、校種別・教科別研修等、より実践的な研修を実施（第Ⅲ期）します。
- ・ 県独自教育情報システム（ＳＥＩ-Ｎｅｔ）の機能強化と効率化による、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。あわせて、ＩＣＴ利活用教育の核となる教育情報システムの市町教育委員会単位での導入と活用を促進します。
- ・ ＩＣＴを活用した遠隔授業は、少子化、過疎化対策としてはもとより、不登校や新型インフルエンザ発生時等、通常の学校や教室での学習が困難な場合の学習支援対策としても有効な手段であることから、引き続き実証研究に取り組みます。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関等との連携により、発達段階に応じた情報モラル教育の充実に努めます。

主な取組② グローバル化に対応した教育の推進

<現状と課題>

世界のグローバル化が急速に進む現在、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた国際社会で活躍する人材の育成が求められています。

そのためには、実践的な外国語（とりわけ英語）の運用力を身に付けるとともに、交渉力やプレゼンテーション力を高め、我が国の伝統や文化だけでなく、異文化を理解・尊重する態度を涵養することが必要です。

<取組方針>

グローバル化に対応した教育の推進

- ・ 外国への興味・関心を喚起する事業を実施し、高校生の海外留学等を推進します。また、帰国後の進路について、大学や企業からの情報を収集し留学経験者等へ提供します。
- ・ 学校で企画する体験的英語活動や民間施設を活用した英会話体験プログラム等を推進します。
- ・ 英語による表現力やコミュニケーション力を高めるため、英語コンテスト等への参加や英語検定等資格取得を促進します。
- ・ 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力を高めるための授業に取り組みます。

主な取組③ 産業人材の育成

<現状と課題>

社会、経済情勢の変化に伴う産業構造の変化や雇用の多様化が進む中で、社会の変化に流されることなく社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることが求められています。

そのため、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じ、教育活動全体で、系統的・継続的に行うキャリア教育の推進を図っていますが、中でも高等学校では、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力・態度や学力向上が求められ、特に、専門高校においては、働く意義を理解したうえで、高いコミュニケーション能力と実践的な能力を有する人材が必要とされています。

<取組方針>

キャリア教育の推進

- ・ 地域の産業人からの講話やインターンシップなどを行い社会的・職業的自立に向けて求められる様々な基礎的・基本的な能力や態度の育成を目的とするキャリア教育推進事業を行います。

基礎学力の向上及び高度資格取得の推進

- ・ 専門高校生の基礎学力向上を目的とした学力向上対策事業を行います。
- ・ より専門的な知識や技術の習得を図るとともに、高度な資格取得を目指します。

産学官連携による人材育成

- ・ 産学官連携による人材育成支援と教員の指導力向上・技術伝承を目的に、「県産業人材確保プロジェクト推進会議」「さがものづくり産学官連携推進会議」等の取組を活用し産業人材育成を図っていきます。
- ・ 関係機関との更なる連携により、ものづくり人材の育成を図る「佐賀県型産業人材創造・育成プログラム」について検討します。

主な取組④ 県立高校再編整備の推進

<現状と課題>

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々教育課題について検証・改善を行うとともに、県立高校の充実・発展という観点から、教育環境の整備を図ることが求められています。

そのため、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する必要があります。

また、併設型の中高一貫教育校については、県全体の教育力を高める観点から、市町立中学校や他の高等学校と切磋琢磨できるよう魅力ある学校づくりを目指していく必要があります。

<取組方針>

更なる生徒減少期への対応

- ・ 平成 26 年 12 月に策定した「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第 1 次）」（以下「新実施計画（第 1 次）」という。）については、再編対象ごとに設置準備委員会を設置し、再編実施後の高等学校の活力が向上し、魅力と活力のある高等学校となるよう、学校や地元関係者と協議しながら、それぞれの新高校再編整備実施計画の策定に取り組んでいきます。
- ・ また、新実施計画（第 2 次）については、今後更に調査や検証、協議等を行い、平成 28 年度の策定に向けた取組を進めていきます。

中高一貫教育の充実

- ・ 中高一貫教育については、地区毎に設置した 4 校（致遠館中学校・致遠館高等学校、唐津東中学校・唐津東高等学校、香楠中学校・鳥栖高等学校、武雄青陵中学校・武雄高等学校）それぞれの教育環境等を踏まえながら、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。
- ・ また、市町立中学校や他の高等学校の取組を含めて、中高一貫教育導入による県全体の教育環境の変化を注視しながら、併設型中高一貫教育の導入が広く本県全体の教育力の向上に結び付くよう、それぞれの学校が互いの特徴を認め合い、切磋琢磨する環境を整備し、本県の中等教育の改善・充実に努めます。

特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 科学技術・理科・数学教育や英語教育、専門教育については、先進的・モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より一層充実した教育活動の展開を図るとともに、その成果の普及に努めます。
- ・ 専門学科高校を中心とした「ものづくり」や「起業家教育」などの特色ある専門教育に取り組むとともに、国際社会で活躍する人材育成のためのキャリア教育の充実を図ります。

あわせて、これらの学校における教育活動が、地域の人材育成に対する期待やニーズに応

え、その結果、生徒一人ひとりの実践的な職業能力の形成に生かされるものとなるよう、県内企業との意見交換の場を増やし、企業・産業等との連携強化に取り組んでいきます。

主な取組⑤ 特別支援教育の充実

<現状と課題>

これからの特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、できる限り身近な地域において、共に学び、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が受けられるような教育環境を整備する必要があります。

また、発達段階に応じたきめ細かな支援とともに、就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行うことができるよう、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築が求められています。

ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の自立、社会参加の観点からもキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。また、障害の程度や状態が多様化しており、一人ひとりの特性や能力に応じた進路指導や、福祉、労働等関係機関との連携が求められています。

さらに、「インクルーシブ教育システム」に係る国の制度改正を踏まえ、市町教育委員会の就学指導に対する支援の検討や、「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地校交流の推進などが求められています。

<取組方針>

特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒が地域のより身近にある特別支援学校で教育を受けることができるようにするとともに、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、分校設置について検討します。
- ・ 教職員の指導力向上を図り、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・ ICT機器の利活用により、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力を育成する等、一人ひとりの障害の程度や特性等に応じた教育の充実を図ります。
- ・ 企業への就職を目指した進路支援体制を確立するために、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークや、学校と企業のパートナーシップを構築します。
- ・ 企業等で求められる能力や適性等を身に付けることができるよう、高等部の作業学習等において新しい作業種を設定するなど、企業等と連携した職業教育を推進します。
- ・ 中原特別支援学校の知的障害高等部に設置した「職業コース」における実践研究成果を踏まえ、他の特別支援学校における「職業コース」の設置を検討するなど、生徒の一般企業への就職を推進します。
- ・ 学校全体で就労支援を行うことができるよう、進路支援に関する校内体制を整備します。
- ・ 働くことへの意識を高めるため、小・中・高で一貫したキャリア教育の推進を図るとともに、家庭や地域の学校等に対してキャリア教育に関する理解啓発を図ります。

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ センターの機能を有する特別支援学校と連携した体験研修等により、特別支援学級担当教員及び通級指導教室担当教員の専門的な指導力の向上を図ります。

- ・ 就学前から高等学校卒業まで、一貫した支援の充実のために、入学・進学に伴う各学校種間の情報の共有及び引継を促進します。
- ・ 小・中学校等への支援の充実を図るため、特別支援学校の校内体制を強化するとともに、学校全体によるセンター的機能の充実を推進します。
- ・ 効率的な地域支援を行うことができるよう、教育事務所と連携した支援について検討します。

関連する諸課題への対応

- ・ 「インクルーシブ教育システム」の構築のため、早期からの教育相談・支援体制の整備について市町教育委員会と連携しながら検討します。
- ・ 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた居住地校交流の推進のため、市町教育委員会と連携し一層の理解啓発を図ります。

V 教育活動を支える環境の整備

「生きる力」を育む教育活動を支える、優秀な教職員の養成・確保や安全・安心な学習環境の整備など、県民から信頼される質の高い教育環境の整備に取り組みます。

主な取組① 優秀な教職員の確保・育成

<現状と課題>

「知識基盤社会」の到来に当たり、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成していく必要があります。

また、教育現場においては、いじめ・不登校等の生徒指導の諸課題への対応、特別支援教育の充実をはじめとする様々な教育課題が急増するとともに、学力の向上やICTの利活用の促進の必要性も指摘されるようになっていきます。

これらの諸課題に的確に対応するため、教職員のライフステージに応じて、経験年数別研修、職務別研修、課題別研修等を行い、資質や実践的な指導力を高めることが求められています。

また、優れた教員については、その能力を佐賀県教育全体の活性化につなげる必要があります。

一方、様々な教育課題への対応が求められる中、教職員がその能力を十分に発揮できるよう、校務事務負担の軽減やメンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められています。

<取組方針>

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求めるために、教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行い、教育現場の課題に適切に対応できる教員を確保します。
- ・ 県の求める資質を備えた人材を養成するため、佐賀大学（文化教育学部）との連携の下、共同で養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。
- ・ 教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進します。
- ・ また、佐賀大学（文化教育学部）による大学院生への教育現場での課題解決型教育実習や、医学部附属病院とも連携した特別支援教育の専門家養成などに対して支援・協力を行います。

教職員研修の充実

- ・ 各種の研修機会については、「学校評価」や「評価・育成システム」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、階層別研修の見直しや専門研修、課題別研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のライフステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒の確かな学力の向上や特別支援教育、ICT利活用能力向上のための研修、教育センターにおける長期研修、民間企業での社会体験研修など、時代の変化に対応した専門的な知識の習得や指導法の改善等を目的とした計画的・実践的な研修の充実を図ります。また、教員を大学院に派遣し、学校経営等のマネジメント力や高度な教

科指導力等、より専門的な能力の育成に努めます。

- ・ 佐賀大学（文化教育学部）とも連携し、10 年経験者研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修機会を提供します。
- ・ 校内・校外における意欲的な研修を奨励するとともに、教職員としての職責の重要性を十分に自覚させて、服務規律の保持に努めます。

なお、不祥事等の発生防止のため、教育現場とも連携しながら教職員一人ひとりの意識改革へ向けた働きかけや、事務・会計に関する監査体制等の適切な運用を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に努めます。

- ・ 指導不適切教員に対しては、研修のより一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。

教職員評価システムの充実

- ・ 「評価・育成システム」について、学校や教職員自身の人材育成のツールとしての定着を図り、教職員一人ひとりが自らの資質の向上や能力の開発に努め、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立てていくとともに、教育現場での運用の状況や課題などを踏まえ、より効果的な制度となるよう取り組んでいきます。
- ・ 教職員に共通に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営など個別分野において求められる力などを整理し、自己研さんや人材育成の「よりどころ」としながら、研修機会等の充実や「評価・育成システム」の活用とあわせて、教職員一人ひとりの個性や特性を生かしたキャリアの形成を促していきます。

意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度（F A制度）をより一層活用していきます。
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証し、十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、広報誌等を通じて各教育現場に紹介するなどして、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。
- ・ 市町立小・中学校と特別支援学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、多岐にわたる人事交流を促進します。

教職員のメンタルヘルス対策の充実

- ・ 教職員自らが、日頃から心身の健康状態の自己チェックを行い、ストレスへの対処方法を身に付けるよう、メンタルヘルスに関する意識の啓発を図るなど、セルフケアの充実に努めます。
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、日常的な教職員の状況把握に努め、メンタルヘルス不全の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象にした研修を実施するなど、ラインによるケアの充実を図ります。
- ・ 産業医や精神科医等の専門家による相談体制の充実を図るとともに、相談窓口や巡回相談等の周知及び活用促進を図っていきます。
- ・ 教職員が心身ともに健康で、生き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備を図り、その実効性ある取組を推進することにより、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。

主な取組② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

<現状と課題>

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場として安全・安心で快適な学習環境が求められています。

県立学校の校舎の耐震化については完了に向けて一定の目処が立ちましたが、非構造部材の耐震化について引き続き推進していく必要があります。

また、誰にとっても利用しやすいユニバーサルデザイン化や、快適性の向上、教育内容・指導方法の高度化、多様化に対応した施設・設備の充実を図っていく必要があります。

このほか、省エネルギーや地球温暖化対策のため、環境への負荷を減らす取組が求められています。

また、情報社会の進展に伴い、ICT環境の整備や情報セキュリティの確保などが求められています。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、学校は適切な安全管理に努めることが必要です。

学校における危機管理体制を確立・強化するとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。

<取組方針>

学校施設の整備推進

- 安全・安心な学習環境の整備を図るため、県立学校の校舎及び非構造部材の耐震化を着実に実施します。
市町に対しては各市町の耐震化計画に沿って早期に完了するよう情報提供や助言を行います。
- 誰にとっても利用しやすい学校施設とするため、改築等に合わせて県立学校のユニバーサルデザイン化整備に取り組みます。
- 教育内容・指導方法の高度化、多様化に対応した学校施設・設備の整備に取り組みます。
- 改築等に合わせて、環境への負荷を減らす取組を行います。

ICT環境の整備

- 県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化を行います。
- 市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用の促進と県独自教育情報システム（SEI-Net）の運用、管理、改修を行います。
- 個人情報等の取扱いについては、情報セキュリティ対策基準やガイドライン等を踏まえ、セキュリティ確保の観点から適切な対応がなされるよう個々の教職員等への普及・啓発や、組織としての情報管理体制の適切な運用・監視等に努めます。
- インターネットを活用して全国各地の優れた教材・指導案等を収集・提供するとともに、県内各地域の優れた実践事例、指導案、教材などを紹介・提供できるWebサイト（全国津々浦々！自己研修資料）のコンテンツの拡充と利活用の促進に取り組みます。

学校の安全管理の充実

- 学校安全計画の検証改善を促すなど、学校環境や学校生活の安全管理の充実を図ります。
また、関係機関、地域社会、保護者と連携の上、通学路の合同点検等の実施を促し、

通学路の安全性を確保します。

学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアル等について、絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めます。
- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、電子メール等の情報通信技術も活用しながら、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図ります。

主な取組③ 信頼される学校づくりの推進

<現状と課題>

児童生徒の健やかな育成のためには、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進する必要があります。

そのためには、学校評議員制度や学校評価を活用し外部意見を学校経営に反映することや、学校の抱える課題や生かすべき特色などを的確に捉え、教育施策の中に反映していくことなどが求められています。

また、教育課題の解決や教育目標の実現には、学校長のマネジメント力を高め、教職員が一体となって、組織的に取り組んでいくことも必要です。

<取組方針>

学校組織マネジメントの確立

- ・ 学校経営が、学校の組織として機能的に行われるよう、大学等とも連携しながら、学校長等を対象とした組織マネジメントに関する研修に加え、中堅教員を対象とした研修なども実施し、学校経営の改善を図ります。
- ・ 県内全ての公立学校において、教育活動や学校運営について学校評価（学校内での自己評価、及び保護者や地域住民などの関係者による学校関係者評価）を実施します。
その際、各学校は達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民の理解と協力を得て、学校教育の充実に取り組むとともに、一体となって児童生徒を育てる開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 新たな職の設置を進め、学校の組織運営体制や指導体制の一層の充実を図り、各学校の自律的かつ効果的な教育目標の実現や教育課題の解決に生かされるよう、その運用等を含めて工夫・改善に努めます。
- ・ 学校長のマネジメント力を高め、学校の改善に向けた組織的な取組を支援します。
- ・ コミュニティスクール（学校運営協議会）については、調査研究や情報提供などを通じ、市町教育委員会や学校等に対する支援に努めます。

主な取組④ 雇用・経済情勢への対応

<現状と課題>

国内経済・雇用情勢については、改善の動きもあるものの、力強い回復には至っておらず、特に経済的な問題を抱える家庭等は引き続き支援を必要としています。

経済的理由によって就学を断念することなく安心して学業に専念することができ

るよう就学に必要な費用負担を軽減するための支援が求められています。

また、不透明な国際情勢や為替変動等が、国内経済にも大きな影響を及ぼしており、企業の求人数の増減や企業間格差など予断を許さない状況にあることから、就職を希望する高校生や学校に対して的確な支援が求められています。

＜取組方針＞

修学支援の充実

- ・ 授業料に係る支援措置(就学支援金制度や減免)及び授業料以外の教育費負担に係る支援措置(育英資金や奨学給付金)を引き続き実施します。
- ・ 育英資金については、引き続き、要件を満たす希望者全員に貸与できるように努めます。

就職支援の充実

- ・ 企業等において、人事や労務分野などで経験を積んだ人材を就職支援員として高等学校に配置し、就職を希望する生徒の就職支援を行います。
- ・ 就職支援員による職場開拓や就職指導を強化するとともに、関係機関等と連携し、情勢に応じた機動的な対応に努めます。
- ・ 就職を控えた高校3年生に対しては、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けます。

VI 文化財の保護

佐賀の歴史や伝統、文化を理解し、次世代へ伝えていくため、県民の貴重な文化財の調査・保存、整備・継承を図ります。

主な取組① 文化財の調査・保存

<現状と課題>

地域に伝えられてきた文化財について、そのすばらしさを再発見・再認識し、価値ある文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の調査を行い、重要な文化財については保存していく必要があります。

<取組方針>

県内文化財の調査と適切な保存

- ・ 地域に残された文化財の調査を行い、重要な文化財については、指定し、適切な保存を図ります。
- ・ 開発と埋蔵文化財保護との調整を行うため、必要に応じて確認調査を実施し、確認された遺跡については保存について協議を行い、やむを得ず破壊される遺跡については発掘調査を行い、記録保存を図ります。

世界遺産登録への取組

- ・ 平成27年度を目標に進めてきた「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録の実現に向けて、関係8県11市が一体となって取り組みます。
- ・ 三重津海軍所跡や築地反射炉跡等、佐賀藩の近代化遺産の歴史的価値を更に明らかにしていくため、佐賀市教育委員会が実施する発掘調査や調査成果の検討等を引き続き支援するとともに、近代化遺産に対する県民の理解の促進を図ります。

主な取組② 文化財の整備・継承

<現状と課題>

ふるさとの文化財は、今もなお地域の人々の心のよりどころとなっています。しかしながら、次々に新たな技術が生み出され、情報があふれる現代にあつては、ややもすると優先順位が下がり、忘れ去られ、後世に引き継がれなくなってしまうおそれがあります。

このため、文化財のすばらしさを再発見・再認識させ、文化財に対する理解を高めるとともに、各種文化財の整備を行い、後世に残していく必要があります。

<取組方針>

指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、早急に修理・保存施策を講じます。
- ・ 風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、重要なものは文化財指定を行い、映像記録を作成するなど、その継承や後継者育成のために必要な施策を講じます。
- ・ 吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡並びに陣跡などの拠点的遺跡について、調査研究や整備促進を図ることにより、遺跡の価値を顕在化させるとともに、国内交流・国際交流の

推進を支援していきます。

文化財に対する県民の理解

- ・ 文化財の保護に対する各種施策の機会を利用して、県民の文化財に対する理解を高めます。

平成27年度

佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

平成 27 年度佐賀県教育の基本方針関係事業等の一覧

(記載上の留意事項)

- ・「予算」欄は、平成 27 年度予算で単位は千円
- ・「―」は、事務費・人件費等又は国等の予算で執行するもので、事業費予算を計上していないもの

I 確かな学力を育む教育の推進

① 学力の現状把握と分析

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上対策検証・改善委員会、県調査見直し ほか)	16,118

② 教育内容の工夫や指導法の改善

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 教育内容の改善・充実	高校教育改革プロジェクトの実施	545
2 学力向上対策の推進	全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策の推進 (学力向上推進教員の配置)	(再掲)
	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	11,550
	土曜日を活用した補充学習への支援	2,000
	家庭・地域の教育力向上推進事業	4,249
	大学受験力及び学力向上推進事業	19,771
3 学習指導要領への対応	教育課程研修会の開催	550
	確かな学力育成等のための実践研究事業	12,423
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	2,437
	教育センターによる研究調査や必要な資機材の整備費	5,936

③ 学習環境の整備・充実

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・TT選択制の実施	小学校低学年における少人数学級又はTTの選択制	264,000
	中学校第1学年における少人数学級又はTTの選択制	105,000
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(小学校)	8,846
	基礎学力定着のためのTT講師の配置(中学校)	8,519
	中学校での数学・英語・国語への非常勤講師の配置	50,383
2 高等学校での少人数学級編制の推進	県立高等学校における少人数学級編制の実施	—
3 I C T 利活用教育環境の整備・充実	I C T を利活用した教授法の工夫改善	—
4 校種間連携の推進による効果的指導法の構築	小・中連携教育に係る取組支援	—
5 佐賀大学(文化教育学部)との連携による取組	佐賀大学(文化教育学部)との連携・協力事業	—
6 土曜日等を活用した教育活動の充実	土曜日、日曜日、長期休業を活用した教育活動の充実に取り組む市町への支援	—
	土曜日を活用した補充学習への支援	(再掲)
7 放課後等を活用した補充学習の充実	放課後や長期休業を活用した補充学習への支援	(再掲)

Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進

① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 道徳教育の推進	ふれあい道徳の実施	—
	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	1,370
2 ユニバーサルデザイン教育の推進	ユニバーサルデザイン教育推進校の指定	—
3 体験活動の推進	スクールコンサート巡回事業	1,920
4 さがを誇りに思う教育の推進	さがを誇りに思う教育推進事業	1,157
	子ども離島交流プロジェクト	785
5 人権教育の推進	人権・同和教育研究協議会への補助	6,179
	人権・同和教育充実費	1,362
	人権・同和教育振興事業	29,832

② 不登校や問題行動、いじめ問題への対応

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 不登校対策の強化	スクールカウンセラーの配置	92,971
	不登校対策推進校支援事業（非常勤講師配置による不登校対策の強化）	22,729
	適応指導教室の体制整備・運営	5,849
	学校復帰が困難な児童生徒への訪問支援	800
2 教育相談体制の充実	スクールカウンセラーの配置	（再掲）
	「スクールソーシャルワーカー」の配置による関係機関と連携した問題解決の推進	28,322
	教育センターへのスーパーアドバイザーの配置	1,334
	学校復帰が困難な児童生徒への訪問支援	（再掲）
	「心のテレホン」及び「いじめホットライン」による相談体制の充実	10,063
3 生徒指導体制の充実	生徒指導連盟への補助	1,800
	「心のテレホン」及び「いじめホットライン」による相談体制の充実	（再掲）
	いじめ対策等外部人材活用事業	15,283
	いじめ防止対策推進事業	3,312

Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

① 学校体育や運動部活動の推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 体力向上へ向けた総合的な取組の充実	子どもの体力向上推進事業	1,138
2 学校体育の充実	学校体育指導者講習会の開催	414
	武道等指導充実・資質向上支援事業	7,164
3 運動部活動の振興	中学校・高等学校総合体育大会助成事業	3,640
	運動部活動指導者研修会の開催	690
	マイクロバス等安全運転研修会の開催	317
	運動部活動指導の工夫・改善支援事業	8,829
	学校スポーツ競技力向上推進事業	6,824

② 食育の充実

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 食育の推進	学校給食への指導・助言	33,881
	スーパー食育スクール事業	4,958
	栄養教諭の配置	—

③ 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 健康教育の充実	児童生徒の健康管理や学校医の配置など	69,156
	養護教諭に対する研修	2,749
2 性に関する指導の推進	性教育外部講師招へいなど	2,509
3 安全教育の推進	防犯教室講習会、交通安全指導者研修会等の開催	—
	防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業費	3,166

Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

① ICT利活用による学校支援の推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 ICT利活用による学校支援の推進	先進的ICT利活用教育推進事業	746,722
	先進的ICT利活用教育推進事業（補助）	223,920
	先進的ICT利活用教育推進事業（サポート）	115,473
	先導的な教育体制構築事業	34,170

② グローバル化に対応した教育の推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 グローバル化に対応した教育の推進	世界で活躍する人材づくり事業	60,695
	外国語教育の充実に関する教員等の研修	（再掲）
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	80,731

③ 産業人材育成

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 産業人材育成	大学受験力及び学力向上推進事業	（再掲）
	キャリア教育支援事業	8,254
	産学官連携による「県産業人材確保プロジェクト推進会議」「さがものづくり産学官連携推進会議」の開催および佐賀県型産業人材創造・育成プログラムでの協議	—

④ 県立高校再編整備の推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 更なる生徒減少期への対応	県立高校の再編整備のための調査検討・新高校再編整備実施計画策定に向けた設置準備委員会等開催	3,629
2 中高一貫教育の充実	高校教育改革プロジェクトの実施	（再掲）
3 特色ある県立高等学校づくりの推進	キャリア教育支援事業	（再掲）
	語学指導等外国青年（ALT）招致事業	（再掲）
	高等学校の総合文化祭や専門部活動への補助	4,659

⑤ 特別支援教育の充実

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 特別支援学校における特別支援教育の推進	特別支援学校の教職員の専門性の向上	10,372
	障害のある生徒の職業自立の支援のための就業体験の推進及び障害のある生徒の自立及び社会参加の支援のための就労支援コーディネーターの配置	9,662
	「職業コース」のモデル校以外の校外における職業教育等において必要となる備品等の整備	3,729
	就労支援のための企業等との協働体制の整備	5,569
	看護師配置による特別支援学校における医療的ケア支援事業	41,467
2 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員の専門性の向上	10,531
	障害のある幼児児童生徒の学校生活支援のための巡回相談員及び専門家の派遣	3,476
3 関連する諸課題への対応	特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の小・中学校等や団体等との交流及び共同学習の推進	812
	「インクルーシブ教育システム」の構築のための早期からの教育相談・支援体制の整備等	7,807

V 教育活動を支える環境の整備

① 優秀な教職員の確保・育成

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実	公立学校教員採用選考試験	5,829
	教育ボランティア活動（佐賀大学連携・協力事業）	—
	大学院教育実習（佐賀大学連携・協力事業）	—
	特別支援教育に関する専門家の養成（佐賀大学連携・協力事業）	—
2 教職員研修の充実	現職教員に対する3年経験者研修、10年経験者研修	1,552
	服務規律等に関する各種研修	865
	初任者研修	7,015
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	4,827
	現職教員への佐賀大学講座開講（佐賀大学連携・協力事業）	—
	文部科学省派遣研修	1,283
	大学院長期研修派遣	14,631
	国立教育政策研究所実務研修	952
	県立学校教員民間企業等派遣研修	—
	小・中学校新任教頭民間企業等派遣研修	—
	小・中学校教員長期社会体験研修	—
3 教職員評価システムの充実	指導改善教員研修	—
	評価・育成システム	—
4 意欲や専門性に富んだ人材の活用	教員の中高人事交流	—
	教員の他県との人事交流	—
	学校事務職員の小・中学校と県立学校との人事交流	—
	優秀な教職員等表彰（教育長表彰）	668
	スーパーティーチャーの認証及び活用	—
5 教職員のメンタルヘルス対策の充実	セルフケア等の充実のための職員研修及び管理者研修	396

② 安心・安全、快適で、質の高い教育環境の整備

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 学校施設の整備推進	学校施設のUD化など校舎等の施設整備（県立学校）	373,113
	高等学校の設備整備（産業教育設備）	89,950
	高等学校の設備整備（理科教育等設備）	4,200
	高等学校の設備整備（その他）	24,168
	中学校の設備整備（理科教育等設備）	300
	特別支援学校の設備整備	10,725
2 学校施設の耐震対策の推進	学校施設の耐震化等の推進（県立学校）	1,804,875
3 ICT環境の整備	教育用情報システム（EDQ等）の管理運営等	12,540
	諸調査集計・分析システム改修・運営費	3,348
	校務用パソコンの整備	27,368
	育英資金の貸与	906,652
	学習用PC購入費貸付事業	87,000
4 学校安全の推進	学校安全ボランティアの養成講習会開催	61

③ 信頼される学校づくりの推進

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 学校組織マネジメントの確立	学校評議員制度の充実及び学校評価の調査分析・改善	2,155
	教育センターにおける基本研修や専門研修等	(再掲)
2 魅力ある学校づくりの推進	広報紙（きらめく人づくり）による広報	962

④ 雇用・経済情勢への対応

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 修学支援の充実	育英資金の貸与	(再掲)
	学習用PC購入費貸付事業	(再掲)
	就学支援金事業	1,410,527
	奨学のための給付金事業	331,744
	定時制・通信制高等学校修学奨励金の貸与	1,848
2 就職支援の充実	高等学校就職支援員の配置（雇用対策基金事業）	68,373

VI 文化財の保護

① 文化財の調査・保存

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 県内文化財の調査と適切な保存	文化財確認調査費	6,360
	市・町の埋蔵文化財の発掘調査等事業への補助	13,850
2 世界遺産登録への取組	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に向けた関係県・市と連携した取組	832
3 カササギの保護	カササギ保護対策調査費	729

② 文化財の整備・継承

項 目	具 体 的 施 策 ・ 内 容	予 算
1 指定文化財の整備と後世への継承	市・町等の指定文化財の整備事業への補助	55,146
	吉野ヶ里遺跡関連事業	12,245
	名護屋城跡及び陣跡の調査整備事業	30,379
2 文化財に対する県民の理解	文化財保護に関する各種施策の機会の利用による県民の文化財に対する理解の醸成	—